

# 前野小学校における 不祥事根絶に向けた取組みについて

令和8年4月

つくば市立前野小学校長 国府田 誠一

私たち前野小学校の教職員は、子どもたちが安心して学べる学校であるために、そして自らの職責を全うするために、以下のとおり不祥事根絶に向けた取組みを徹底します。

## サービスの宣誓

【地方公務員法 第31条（サービスの宣誓）】

職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

【職員のサービスの宣誓に関する条例 第2条（職員のサービスの宣誓）】

新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名しなければならない。〈校長→教育長に、教員→校長に〉

2 前項の宣誓をしてからでなければ、職員は、その職務を行ってはならない。

本校では、スクールコンプライアンスとして、次の点について教職員が一丸となって取り組みます。

- 教職員が子どもの基本的人権を尊重し、体罰・暴言をせず、児童に寄り添った指導を行います。児童を多面的な視点で理解するとともに、教職員共通理解のもとで生徒指導や教育相談に取り組みます。
- 飲酒運転をせず、交通ルールを遵守します。飲酒の際は、翌朝お酒が残らないように、飲む量に十分注意します。また、飲酒をする場合は、自家用車を使って宴席に参加しません。さらに、自家用車を使用している人には、飲酒を勧めません。
- ハラスメント行為（セクハラ、パワハラなど）を絶対にしません。日頃から、教職員の言語環境を相互に点検、指摘し合い、性的な冗談やからかい等も含め、相手や周りが不快になる言動を容認しない職場環境を整えます。
- 子どもへのわいせつ行為を絶対にしません。画像や動画を撮影する際には、学校備品のカメラのみを使用します。また、児童と教職員が、密室で1対1になる指導は行いません。
- 学校徴収金（学級教材費、PTA会費、児童活動費等）を適正に管理、執行します。市が定める「学校徴収金取扱要項」、本校が定める「学校徴収金取扱要項」に則り、管理や執行の状況を校長・教頭・事務職員・会計担当者の複数名で検査します。
- 学校として知り得る児童、保護者の個人情報を適切に管理します。本校が定める「個人情報の取扱ガイドライン」に則り、適切に管理するとともに、管理の状況を校長・教頭・教務主任が定期的に点検します。また、メールを送信する際は、送信先・内容・添付ファイルの中身を複数名で確認します。

計画的に校内コンプライアンス研修を実施し、すべての教職員が不祥事を自分事として捉え、自身の行為が教育全体に影響するということを強く意識し、不祥事を出さないようにします。

また、校内コンプライアンス研修の内容や様子は、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、保護者や地域の皆様に広報してまいります。